

国の個人情報保護のしくみ

行政機関個人情報保護法（平成17年4月1日施行）とは、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。

〇〇〇名簿 平成17年〇月〇日現在

| 氏名 | 生年月日 | 現住所 | 電話番号 |
|-------|-----------|------------------|--------------|
| 〇山 〇男 | S00.00.00 | 東京都〇〇区△△1-2-3 | 03-0000-0000 |
| ×田 △子 | S00.00.00 | 大阪府大阪市××区〇△4-5-6 | 06-0000-0000 |
| △井 □夫 | S00.00.00 | 新潟県〇△郡〇×町×□78 | 0200-00-0000 |

● 個人情報とは ●

「個人情報」とは、氏名、生年月日などにより、個人が誰であるかを識別することができる情報をいいます。

個人の身体、財産などの属性に関する情報も、氏名などと一体となっていれば、「個人情報」に当たります。

厚生労働省

国の行政機関が守るべき 個人情報の取扱いのルール

保有の制限

個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確にしなければなりません。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

利用目的の明示

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、利用目的を明示しなければなりません。

利用及び提供の制限

原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければなりません。

安全確保の措置

保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

厚生労働省では保有する個人情報の適正な管理を図るため「厚生労働省保有個人情報管理規程」を定めています。

従事者の義務

業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはなりません。

職員の不正な収集、利用、漏えいなどに対する罰則

以下の行為を行った職員には、罰則が適用されます。

- ・ 個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報ファイルを正当な理由なく提供する行為については、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- ・ 業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ・ 個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を、職権を濫用して、専ら職務の用以外の用で収集する行為については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

個人情報の取扱いに関する本人の関与

●開示請求制度のしくみ

- ・誰でも、国の行政機関に対して、その機関が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができます。(未成年者・成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。訂正請求、利用停止請求についても同じです。)
- ・手数料は、1件300円です。
- ・国の行政機関は、不開示情報を除いて、個人情報を開示します。

●訂正請求制度のしくみ

- ・誰でも、開示を受けた個人情報について、内容が事実でないと思うときは、国の行政機関に対して訂正を請求することができます。
- ・手数料は無料です。
- ・国の行政機関は、請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行います。

●利用停止請求制度のしくみ

- ・誰でも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、国の行政機関に対して利用の停止等を請求することができます。
- ・手数料は無料です。
- ・国の行政機関は、請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行います。

●不開示などの決定に不服がある場合

- ・決定を行った国の行政機関に対して不服申立てを行うことができます。
- ・不服申立てを受けた国の行政機関は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問します。同審査会では、第三者的な立場から、不服申立てについて、調査審議します。

◆個人情報の開示請求に必要な手続は？

- 保有個人情報開示請求書に氏名、住所又は居所、電話番号、開示を請求する保有個人情報等を記載し、手数料を納付（請求書の所定の位置に、1件につき300円分の収入印紙を貼ることにより納付。）して、請求する機関の窓口へ提出してください。
- 請求は、窓口来所だけではなく、郵送でも行えます。
- 開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄には、請求対象となる個人情報が特定できるよう、請求する個人情報が記録されている行政文書名や個人情報ファイルの名称などを、具体的に記載してください。
- 請求の際には、本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を提示する必要があります。
- 保有個人情報開示請求書の送付により請求を行う場合には、本人確認書類を複写機により複写したものにあわせて、住民票の写し又は外国人登録原票の写しを提出する必要があります。

◆開示の実施を受けた個人情報が誤っているので訂正したいのですが？

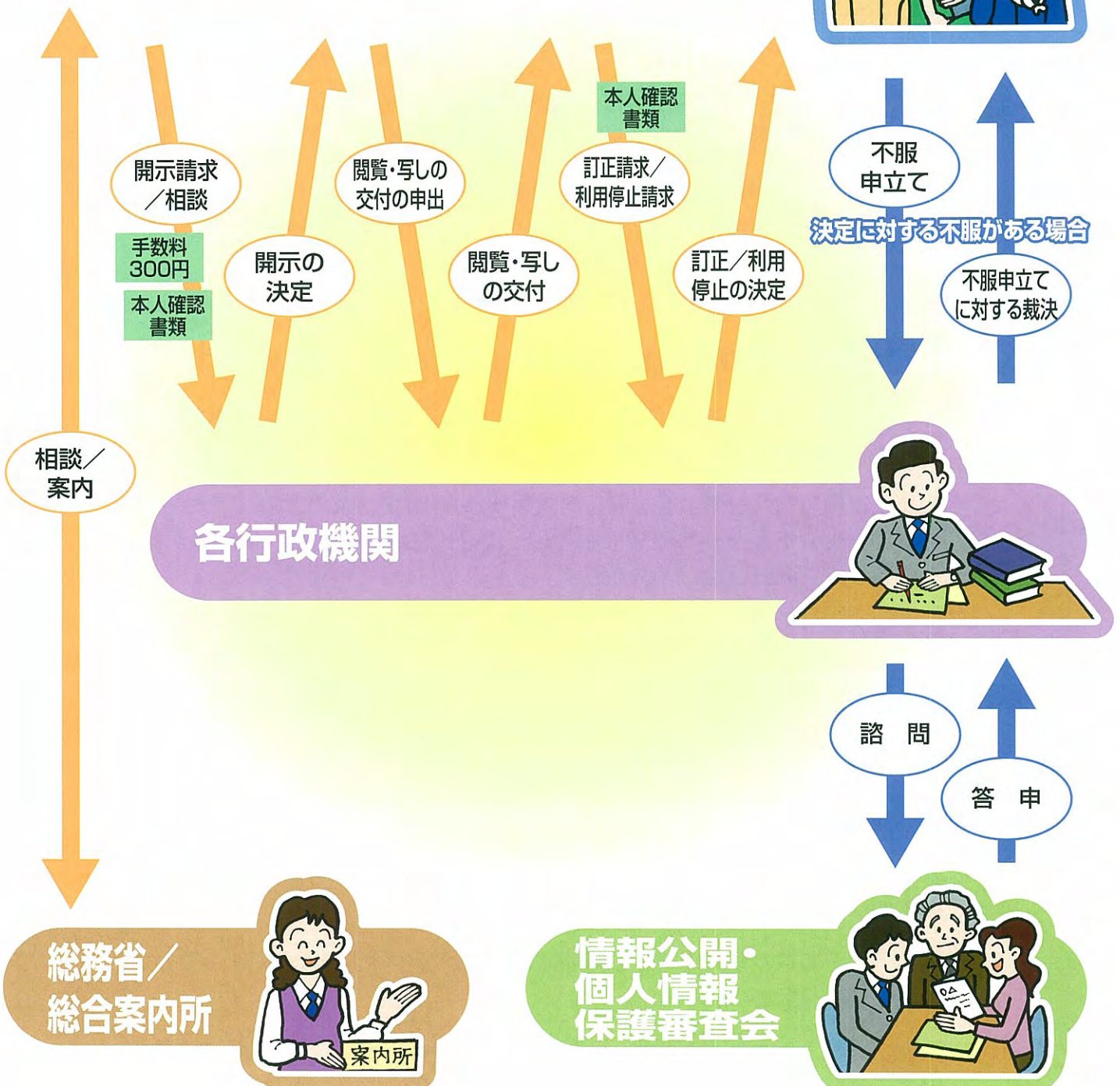
- 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、保有個人情報訂正請求書を提出することにより、請求できます。
- 訂正請求の趣旨（どのような訂正を求めるか）、訂正請求の理由（請求を裏付ける根拠）を明確かつ簡潔に記載し、氏名、住所又は居所、電話番号等を記載して、提出してください。
本人確認書類、請求の仕方等は開示請求の場合と同じです。
- 訂正請求書を受理した行政機関は、記載内容を審査し、訂正、不訂正を決定します。

◆情報公開法と行政機関個人情報保護法の違いは？

- 情報公開法では、誰でも、目的を問わず、国の行政機関が保有する行政文書の開示を請求することができます。
- 情報公開法では、個人に関する情報は、本人からの請求の場合であっても、原則として開示されません。
- 情報公開法では、請求手数料（1件につき300円）のほか、実施手数料が必要になります。詳細は情報公開制度利用の手引をご参照ください。

開示請求の手続

開示請求者



開示請求書の記載の仕方

〈標準様式第1号①〉開示請求書

提出先を確認してください。

保有個人情報開示請求書

平成〇年〇月〇日

(行政機関の長)

殿

通知や連絡に必要なため正しく記載してください。

請求する個人情報が特定できるように、具体的に記載してください。

(ふりがな)

氏名 〇川 〇子

住所又は居所

〒123-4567 〇〇県〇〇市△△1-2-3 TEL 000(000)0000

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

平成〇年〇月〇日に私が申請人として〇〇局〇〇課に提出した〇〇〇〇申請書及び添付書類

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

〈実施の方法〉 閲覧 写しの交付 その他（ ）

〈実施の希望日〉 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

1件の請求につき300円分の収入印紙を貼ってください。

3 手数料

| | | |
|-----------------|------------------|---------|
| 手数料 (1件300円) | ここに収入印紙を貼ってください。 | (請求受付印) |
|-----------------|------------------|---------|

4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

運転免許証、健康保険被保険者証などの、本人が確認できる書類が必要です。郵送により請求する場合は、本人確認書類の写しと、あわせて住民票の写し又は外国人登録原票の写しを提出してください。

厚生労働省の情報公開・個人情報保護窓口のご案内

- ・厚生労働省の情報公開・保有する個人情報の保護に関するお問い合わせは
大臣官房総務課情報公開文書室へ
電話（代表） 03-5253-1111 内線7126
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ・社会保険庁の情報公開・保有する個人情報の保護に関するお問い合わせは
社会保険庁総務部総務課文書係へ
電話（代表） 03-5253-1111 内線3514
〒100-8945 東京都千代田区霞が関1-2-2
- ・中央労働委員会の情報公開・保有する個人情報の保護に関するお問い合わせは
中央労働委員会事務局総務課議事調整室へ
電話（代表） 03-5403-2111
〒105-0011 東京都港区芝公園1-5-32
- ・地方厚生局、都道府県労働局、施設等機関（国立高度専門医療センター等）の
情報公開・保有する個人情報の保護に関するお問い合わせは
各機関の担当窓口へ
- ・独立行政法人等の情報公開・保有する個人情報の保護に関するお問い合わせは、
各独立行政法人等に直接お問い合わせください。

※ 各機関の窓口の所在地と電話番号、開示請求書等の各種標準様式等の情報は、
厚生労働省ホームページから入手できます。

URL http://koukai.mhlw.go.jp/p_doc/index3.html

《問い合わせ先》 福岡労働局 総務部 企画室

福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話 092(411)4763